情第三二五號
昭和十八年三月二十四日

内務省管理局長殿

總督官房情報課長 立川義男

「奉公班回覧板」送付ノ件

皇民奉公會刊行ニ係ル「三月號奉公班回覧板」（五部）御參考迄送付候也

内務省管理局
18.3.9

余部ヲ開係官ニ取付シ代供覧

一

REEL No. A-0509

0287

アジア歴史資料センター

本紙見回　班入手

防空陣地の構築

防空强化促進運動

REEL No. A-0509
アジア歴史資料センター

闘つて勝ち抜かう！

決戦下に迎へる二度目の陸軍記念日

記念講演

今日は陸軍記念日

撃ちてし止まん

國民貯蓄 二億五千萬圓は この三月が締切

志願兵志願者 六十萬を突破

昨年三月の感激

今月今日

奉公手帖

丙

供覽

大政翼贊會

實國第三九號
昭和十八年二月十二日
大政翼贊會實踐局長 相川勝六

內務省管理局監理課長 殿

管理局長 監理課長 事務官

三月ノ常會徹底事項ニ關スル件

標記ノ件ニ關スル本會道府縣並六大都市支部長宛通牒寫左記宛參考送付候ニ付御諒承相成度候

記

國民總力朝鮮聯盟
樺太國民奉公會
臺灣皇民奉公會

淨書用紙甲號 (二七〇八—五〇〇〇) 東京印刷株式會社

五

實國第三九號
昭和十八年二月十二日
大政翼贊會事務總長 後藤文夫

道府縣
六大都市 支部長 殿

三月ノ常會徹底事項通知ノ件

三月ノ常會徹底事項ハ別紙ノ通リ「米ノ供出ト甘藷ノ增產ニ」「二百三十億貯蓄ノ遂行ニ」「兵器生產ノ爲ノ電氣、瓦斯ノ節約」ノ三項ト決定相成候ニ付テハ貴地方廳トモ連絡ノ上管下各級支部ヲ督勵シ部落會町內會並隣保班等ノ常會ニ於テ充分徹底相成ヤウ特別ノ御配意相ハ度此段及御依賴候也

REEL No. A-0509
0290
アジア歴史資料センター

三月の常會徹底事項

一、米の供出と甘藷の大増産に努めませう

今年の供米の割當は戰爭生活に絶對必要な最低限度です。この數量に達せぬと外米を入れねばなりません。外米の輸入で船舶を使ふことは此際軍の作戰に重大なる支障となります。斷乎として外米に頼らず思ひきつて甘藷の大増産をやり今年こそ是が非でも食糧を國内で自給せねばなりません。

(一)供出米の割當量は必ず出しませう。

イ、部落會、町内會ではみんなが本年の米穀事情をよく呑み込んで愛國の赤誠をこめて供出すること。

ロ、部落會、町内會ではお互の家々で助け合ひ、部落會、町内會の割當量は責任を以て供出し、市町村への割當を果すこと。

(二)「反當千貫」の甘藷の大増産をやり遂げませう。

イ、甘藷は作り方を工夫すれば反當り從來の二倍三倍は必ずとれます。

ロ、それには、良い丈夫な苗を澤山作ること。苗床を廣くして薄伏せとすること。出來るだけ溫床青苗を行ふこと。

三、二百三十億の貯蓄は必ずやり遂げませう

本年の貯蓄は昨年の末までに百八十億圓に達しました。一月から三月までにあと五十億です。最後の頑張りの月です。この貯蓄目標を突破しませう。

イ、部落會、町内會、隣組ではこれまでの貯蓄額や國債、債券の消化額を調べて見て未だ足りなければ今月中には割當額に達するやう努めること。

ロ、出來るだけ「間に合せ」を實踐して衣類の繕ひや利用等で新調を差控へ、また進んで副業や内職を勵行して貯蓄の源泉を生み出すこと。

ハ、簡易な積立貯金や定額郵便貯金、彈丸切手などを利用し、貯蓄の増加に努めること。

三、兵器生産のために、電氣、瓦斯を節約しませう

全國の家庭で三十ワットの電燈を一時間節約すればその電力で飛行機二臺分のアルミニウムが出來、また瓦斯を一ケ月に一立方米づゝ節約すれば、それで貨車五百輛の石炭が浮くのです。

電氣。瓦斯を節約することは飛行機、大砲、戰車の生産への獻納となります。

イ、電氣ー電燈はなるべく小さい球で濟ませ、手まめに消し、定額燈でもつけ放しせずまた電燈は家族が集つて利用する工夫をすること。

ロ、瓦斯ーメートルの讀み方を覺えて割當量は絶對に嚴守すること。焔は弱くして使ひ、チョットでもつけ放しにせずマッチをつけてから瓦斯は出すこと。

REEL No. A-0509

0291

アジア歴史資料センター

昭和十七年七月

朝鮮國民組織新體制要綱

REEL No. A-0509

0292

アジア歴史資料センター

調査局(彩)

調三第一三號

昭和十八年三月廿四日

第四課長

第三課長

内閣書記官長

大政翼賛會事務總長 後藤文夫

殿

調査會調査報告書「大東亞共榮圏建設理念ノ闡明ニ關スル調査報告書」送付ノ件

本會調査會ニ於テ豫而標記ノ件ニ關シ調査審議中ノ處今般別紙ノ如キ成案ヲ得左記大臣ニ上申致候ニ付テハ之カ實現方ニ付格別ノ御配意相煩度此段得貴意候

記

内閣總理大臣、大東亞大臣、企畫院總裁、文部大臣、外務大臣、情報局總裁、陸軍大臣、海軍大臣

昭和拾八年參月廿五日

調五六.
18.3.25
庶務

調査局

大東亞共榮圏建設理念ノ闡明ニ關スル調査報告

大政翼賛會調査局案

大政翼賛會調査會第十委員會（委員長清瀬一郎氏）ニ於テハ豫而大東亞共榮圏建設理念ノ闡明ニ關シ第一小委員會（小委員長蒲内謙介氏）ニ於テ慎重審議中ノ處此ノ程左記ノ成案ヲ得ルニ至ツタノデ之ヲ大政翼賛會總裁ニ報告スルト共ニ政府ヘ上申ノ手續ヲトルコトトナツタ其ノ要旨ハ次ノ如クデアル

REEL No. A-0509

0293

アジア歴史資料センター

昭和十八年三月

大東亞共榮圏建設理念ノ闡明ニ關スル調査報告書

大政翼賛會第十委員會

REEL No. A-0509

0294

アジア歴史資料センター

大東亞共榮圏建設理念ノ闡明

大東亞共榮圏建設理念ニ關シテハ、曩ニ大東亞建設審議會ニ於テ審議ノ結果答申案ヲ決定シ、昭和十七年五月四日之ヲ發表セリ。其ノ要旨ハ「大東亞建設ノ基本理念ハ我カ國體ノ本義ニ淵源シ八紘爲宇ノ大義ヲ洽ク大東亞ニ顯現スルニ在リ之カ爲各國及各住民ヲシテ其ノ分ニ應シ各々其ノ所ヲ得シメ道義ニ立脚スル新秩序ヲ確立スルヲ以テ要ト爲ス」ト云フニ在リ。

惟フニ右ハ大東亞建設ノ基本理念トシテ簡ニシテ要ヲ得タリト雖モ、之ヲ中外ニ闡明シ我國民ハ言フ迄モナク廣ク共榮圏諸民族ニ其ノ眞義ヲ會得徹底セシムル爲ニハ、力メテ平明ニ之ヲ解説シテ、反覆宣傳スルコトノ極メテ緊要ナルヲ認ム。仍テ左ニ之ガ解説ヲ試ミルコトトセリ。

一、今前記基本理念ヲ檢討スルニ、先ヅ前段ニ於テ我ガ肇國ノ大精神ヲ掲ゲ、後段ニ至リ之ヲ大東亞ニ顯現スルノ途ヲ明ニセリ。故ニ此ノ理念ヲ共榮圏諸民族ニ闡明スルニ當リテハ、主トシテ後段ノ趣旨ヲ平易且具體的ニ解説スルト同時ニ、充分彼等ノ矜持ト要望トヲ顧念シテ適宜布衍ヲ加ヘ、以テ我ガ提唱スル所ニ自ラ感動共鳴セシムルガ如ク之ヲ誘導スルコト肝要ナリ。

二、此ノ見地ヨリシテ大東亞共榮圏建設ノ理念ヲ最モ簡明ニ表現スレバ「道義ニ立脚スル新秩序ノ確立」ト云フニ歸着スベシ。而シテ此ノ表現ヲ以テ臨ムトキハ、支、泰ノ諸國民ヲ始メ其他ノ東亞諸民族モ容易ニ納得共鳴シ得ベキヲ信ズ。

三、然ラバ何ヲ道義ニ立脚スルト謂フヤ、又何ガ故ニ新秩序ト謂フヤ、此ノ二箇ノ設問ヲ更ニ解明スルコトニ依リ、右表現ハ一層明カトナルベシ。先ヅ第一ニ道義ニ立脚スル秩序トハ「各國及各住民ヲシテ其ノ分ニ應ジ各々其ノ所ヲ得シムル」ニ外ナラズ。其ノ所ヲ得ルト云フハ換言スレバ各國及各住民ガ生存ヲ確保セラレ且生活ノ安定ヲ得ルコトナリ。生存ノ確保ト生活ノ安定トハ人類窮極ノ目的ニシテ何人ト雖モ之ヲ熱求セザルモノナカルベキハ言フヲ俟タズ。

四、而シテ此ノ生存ノ確保ト生活ノ安定トハ各國、各住民ガ分立シテ之ヲ得ルニハ非ズ、互助協力ノ結果始メテ之ヲ達成スルモノニシテ、

REEL No. A-0509
0295
アジア歴史資料センター

所謂共存共榮ニ外ナラズ、換言スレバ大東亞ニ存立スル各國、各住民ハ互ニ連帶性ヲ有シ共榮圏ノ建設及發達ニ就キ其ノ責任ト運命トヲ共ニスルモノト謂フベキナリ。

此ノ點ハ共榮圏諸民族ニシテ充分理解セシムルコト必要ナリトス。而シテ東亞諸民族ガ多ク家族制度ヲ生活ノ基盤トスルノ事實ニ鑑ミ家族ノ觀念ヲ以テ共榮圏ヲ説明スルコトハ最モ適切ナルベシ。

五、次ニ明カニスベキハ各國、各住民ハ「其ノ分ニ應ジ」生存ヲ確保シ得ルモノニシテ是等ハ必ズシモ凡テノ點ニ於テ平等タリ得ザルコト是レナリ。各國、各住民ハ其ノ實力ニ應ジテ共榮圏ノ建設發達ニ寄與シ得ベク、而シテ其ノ寄與スル所ニ應ジテ圏内ノ自然的地位ヲ占ムルヲ得ベキモノナリ。卽チ其ノ分ノ異ナルニ從ヒ其ノ所ノ定マルベキハ理ノ當然ナリト謂ハザルベカラズ。帝國ガ大東亞共榮圏ノ中心勢力トナリ他ノ諸國、諸住民ヲ主導スルノ地位ニ立ツモノナルコトハ言フヲ俟タザルナリ。

六、[illegible]

共同防衛ト自立經濟トノ確立ニ依リ始メテ成立存續シ得ベク、而カモ日本ノ主導力ナクシテハ到底共同防衛ト自立經濟トノ完キヲ期シ難キハ極メテ看易キノ理ナリ。故ニ此ノ點ヲ他民族ニ徹底セシムルコトコソ則チ我ガ主導的地位ヲ確認セシメ且吾々ニ協力セシムル所以タラズンバ非ズ。

七、敍上ノ如ク東亞ノ各國、各住民ハ其ノ分ニ應ジ互助協力スルコトニ依リ各々其ノ生存ヲ確保セラレ其ノ生活ノ安定ヲ得ルモノニシテ、是レ實ニ道義ニ立脚スル秩序タル所以ナリ。然ラバ何故之ヲ新秩序ト稱シ得ベキ乎。ソハ他ニ非ズ、一ニハ其ノ東亞復興ノ途タル所以ニシテ、二ニハ其ノ世界史的必然性ニ基ク劃期的發展タルガ爲ナリ。

八、東亞諸民族ハ日本ヲ除イテハ數世紀ニ亘リ英米等ノ爲壓制セラレ、或ハ其ノ殖民地的統治下ニ立チ、或ハ其ノ半殖民地的支配ヲ受ケ、政治經濟文化ノ各方面ニ亘リテ自由ヲ失ヒ進歩ヲ阻礙セラレタルモ

REEL No. A-0509

0296

アジア歴史資料センター

所謂共存共榮ニ外ナラズ、換言スレバ大東亞ニ存立スル各國、各住民ハ互ニ連帶性ヲ有シ共榮圏ノ建設及發達ニ就キ其ノ責任ト運命トヲ共ニスルモノト謂フベキナリ。

此ノ點ハ共榮圏諸民族ヲシテ充分理解セシムルコト必要ナリトス。而シテ東亞諸民族ガ多ク家族制度ヲ生活ノ基盤トスルノ事實ニ鑑ミ家族ノ觀念ヲ以テ共榮圏ヲ說明スルコトハ最モ適切ナルベシ。

五、次ニ明カニスベキハ各國、各住民ハ「其ノ分ニ應ジ」生存ヲ確保シ

六、然リト雖モ大東亞共榮圏ノ理念ヲ他民族ニ闡明スルニ當リテハ、正面ヨリ帝國ノ指導的地位ヲ強調スルヨリハ、寧ロ共榮圏ノ運營上帝國ガ必然其ノ中心勢力タルノ事實ヲ自ラ納得セシムルヲ適當トス。

蓋シ共榮圏ハ

共同防衛ト自立經濟トノ確立ニ依リ始メテ成立存續シ得ベク、而カモ日本ノ主導力ナクシテハ到底共同防衛ト自立經濟トノ完キヲ期シ難キハ極メテ看易キノ理ナリ。故ニ此ノ點ヲ他民族ニ徹底セシムルコトコソ則チ我ガ主導的地位ヲ確認セシメ且吾々ニ協力セシムル所以タラズンバ非ズ。

七、敍上ノ如ク東亞ノ各國、各住民ハ其ノ分ニ應ジ互助協力スルコトニ依リ各々其ノ生存ヲ確保セラレ其ノ生活ノ安定ヲ得ルモノニシテ、是レ實ニ道義ニ立脚スル秩序タル所以ナリ。

然ラバ何故之ヲ新秩序ト稱シ得ベキ乎。ソハ他ニ非ズ、一ニハ其ノ東亞復興ノ途タル所以ニシテ、二ニハ其ノ世界史的必然性ニ基ク劃期的發展タルガ爲ナリ。

八、東亞諸民族ハ日本ヲ除イテハ數世紀ニ亘リ英米等ノ爲壓制セラレ、或ハ其ノ殖民地的統治下ニ立チ、或ハ其ノ半殖民地的支配ヲ受ケ、政治經濟文化ノ各方面ニ亘リテ自由ヲ失ヒ進歩ヲ阻礙セラレタルモ

REEL No. A-0509

0297

アジア歴史資料センター

ノナルガ、今ヤ是等民族ハ共榮圏ニ參加スルコトニ依リ始メテ英米等ノ勢力ヨリ解放セラルルニ至レリ。卽チ彼等ハ本然ノ姿ニ立歸リ東亞一新其ノ固有文化ノ發展ヲ期シ得ベク、茲ニ東亞文化復興ノ氣運ハ油然トシテ興ルモノト謂フベシ、卽チ東亞民族ノ解放及東亞文化ノ復興ナル二大標語ハ是等民族ニ多大ノ希望ト情熱トヲ與フベク、我ガ指導宜シキヲ得ルニ於テハ大東亞共榮圏ノ建設コソ彼等自身ノ使命ニシテ万ニ新シキ秩序來タルベキ所以ヲ會得スルニ至ルベシ。

九、大東亞共榮圏ノ建設ハ又世界史的觀點ヨリ之ヲ見ルトキハ東亞諸民族ニ取リテ必然的運命ト稱スルヲ得ベク、今日ノ世界情勢ニ於テハ之ガ建設ニ依リ始メテ其ノ生存ヲ完ウシ其ノ發展ヲ計リ得ルモノト謂ハザルベカラズ。過去ニ於テ久シク英米勢力ノ桎梏下ニ在リタル諸民族ガ之ヨリ解放セラレタル今日ニ於テモ、單ニ各個ノ民族主義運動ニ依リテノミ其ノ更生ヲ遂ゲ得ルモノニハ非ズ。更ニ一歩ヲ進メテ共榮圏ニ參加シ其ノ傘下ニ在リテ始メテ能ク自己ノ生存ヲ完ウシ生活ノ安定ヲ得ベキナリ。卽チ共榮圏建設ヘノ參進コソ是等諸民族ノ生クル途ニシテ、是レ亦共榮圏ノ新秩序タル所以ナリ。

十、最後ニ大東亞共榮圏ノ建設ハ東亞ノ新秩序タルト同時ニ、世界新秩序建設ノ重大ナル一面ニシテ、之ニ依リテ世界恒久ノ平和ニ寄與スルモノナルコトヲ銘記セザルベカラズ。從テ大東亞建設ノ主導力タル日本國民ハ高遠ナル理想ト雄渾ナル構想トヲ以テ果敢ニ其ノ責務ヲ遂行スルト共ニ、他ノ國內諸民族ヲシテ希望ト情熱トヲ以テ欣然協力セシムルガ如ク誘導セザルベカラズ。要之大東亞共榮圏建設理念ヲ闡明スルノ要諦ハ東亞ノ諸民族ヲシテ彼等自身ノ新秩序ヲ自ラ建設スルモノナルコトノ認識ト信念トニ徹底セシムルニ在リト信ズ。

REEL No. A-0509

0298

アジア歴史資料センター

大東亞共榮圈建設理念圖解

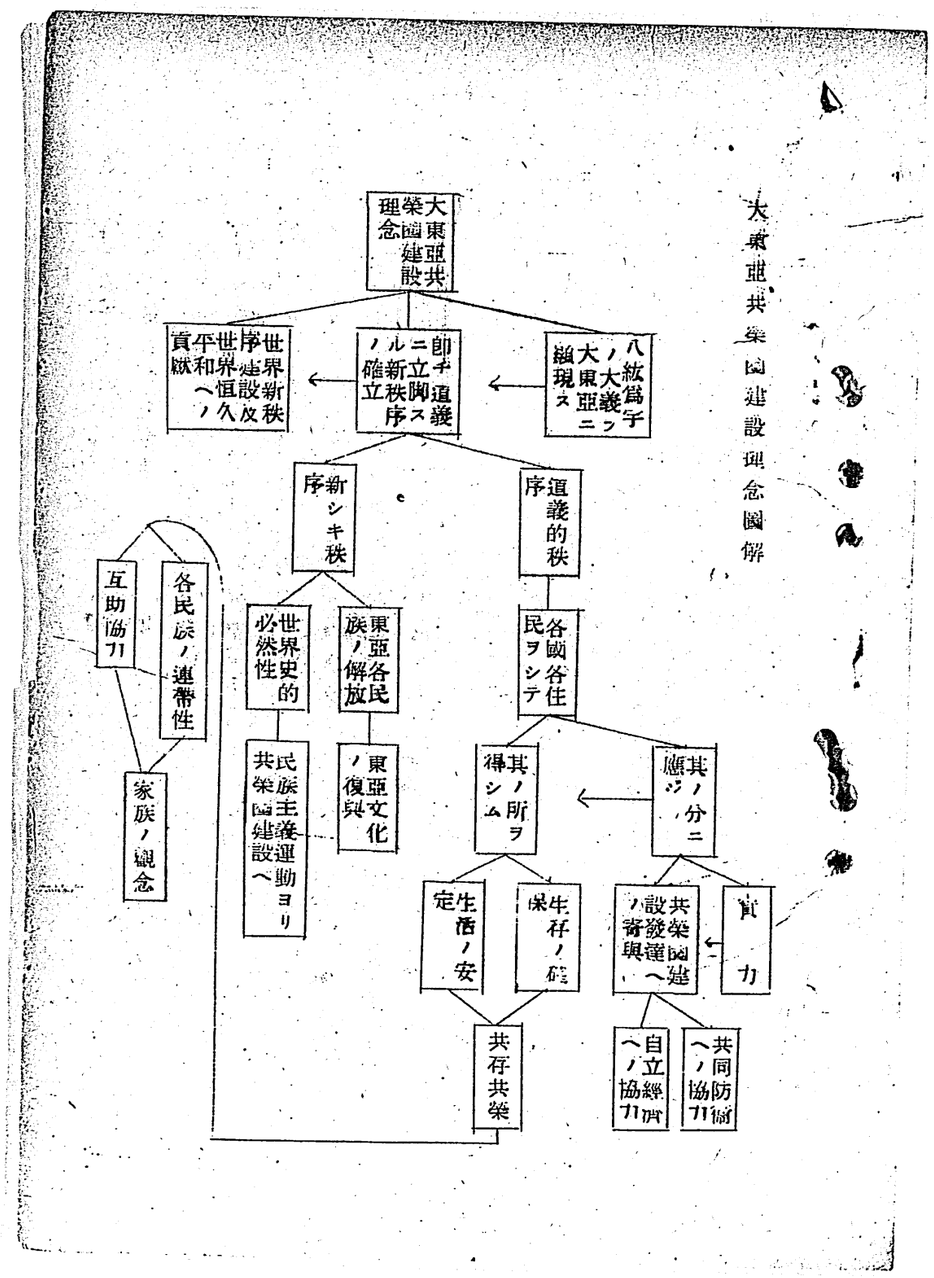

REEL No. A-0509

0299

アジア歴史資料センター

調査局（秘）

第三課長

昭和十八年四月八日

第四課長

昭和拾八年四月九日

18.4.10

翼賛政治會

企畫部長　三浦一雄

殿

翼賛政治會政務調査會資料ノ件御依頼

拝啓　時下愈々御清榮之段奉慶賀候

陳者昭和十七年七月十日以後貴省（廳）策定ニ係ル重要政策ニ關スル各種事項（閣議又ハ省廳議決定ノ重要政策及各審議會、調査會、委員會ニ於ケル諮問ニ對スル答申ニシテ既ニ御發表ノ分ハ其ノ寫等）ヲ本會政務調査會資料ニ供シ度候間公務御多端ノ折柄洵ニ御手數恐縮ニ存候得共右何卒至急御回附方御高配相煩シ度此段御依頼申上候

敬具

追而爾ニ各省廳ヨリ御提供相煩シ候資料ニ關シテハ「重要國策ニ關スル資料二」（政務調査會資料四）トシテ編纂印刷致候條右御參考迄ニ別便ヲ以テ五部御届申上候間御利用被下度候

REEL No. A-0509

0308

アジア歴史資料センター

丙

施行 4月23日

起案 昭和十八年四月二十三日

主管局號及受付月日

管理局長代

主任

暨理課長

合議局號及受付

第號 受 月日 送 月日

第號 受 月日 送 月日

第號 受 月日 送 月日

第號 受 月日 送 月日

第號 受 月日 送 月日

第號 受 月日 送 月日

第號 受 月日 送 月日

管理局長

電報案（甲晴翰）

朝鮮、總務局長
臺灣、文教局長 宛

靖國神社臨時大祭ニ際シ 陛下ヘ親拜
ノ時刻トハ関係ナク大政翼賛會ニ於テ

規格 B5

REEL No. A-0509

0381

アジア歴史資料センター

備考
要領等ニテ
承知ニ係ル

第　號
受　月　日
送　月　日

第　號
受　月　日
送　月　日

二十四日午前十時十五分ヨリ一分間國民
祈念ノ時間ヲ設定スルコトトナリタルニ
付了知アリタシ

164字

内務省

REEL No. A-0509

0302

アジア歴史資料センター

丙

施行 4月22日

主管局號及受付月日	合議局號及受送月日								
管監第二〇六六号	第 號 受 月 日 送 月 日	第 號 受 月 日 送 月 日	第 號 受 月 日 送 月 日	第 號 受 月 日 送 月 日	第 號 受 月 日 送 月 日	第 號 受 月 日 送 月 日	第 號 受 月 日 送 月 日	第 號 受 月 日 送 月 日	第 號 受 月 日 送 月 日

起案 昭和十八年四月二十二日

主任

管理局長

監理課長

電報案（甲暗号）

管理局長

朝鮮總務局長宛

靖国神社臨時大祭ノ件」大政翼賛會ニ於テハ祈念ノ時間ヲ設定セザルコトニ決定

内務省

規格 B5

REEL No. A-0509

0383

アジア歴史資料センター

丙

主管局號及受付月日	合議局號及受送月日							
管第二〇八六号	第　號 受　月　日	第　號 受　月　日	第　號 受　月　日	第　號 受　月　日	第　號 受　月　日	第　號 受　月　日	第　號 受　月　日	第　號 受　月　日

起案　昭和十八年四月二十日　主任

施行　4月　日

管理局長

監理課長

電報案

管理局長

朝鮮總務局長宛

靖國神社臨時大祭ノ件」御親拜ノ時

一ニテ

刻ハ當日朝ニ派遣セラレバ發表セザル旨大政

備考

大政翼賛會ヨリ電話ヲ以テ回答アリタルニヨル

第　號 受　月　日
第　號 受　月　日

七月二付了知アリタシ

内務省

規格 B5

REEL No. A-0509

0304

アジア歴史資料センター

丙

施行 四月十七日

主管局號及受付月日

管理 外二四九番

合議局號及受送月

第 號 受 月 日 送 月 日

起案 昭和十八年四月十六日

主任

管理局長

監理課長

電報案

台湾総督府交教局長宛

管理局長

一四日附電第一八〇件ニテ

靖國神社臨時大祭ニ参列 陛下ヨリ親拝

時刻ハ國際情勢ヲ斟酌当日朝ニ派遣スベク發表

規格 B5

内務省

第 號 受 月 日 送 月 日

翼賛會ニ於テ祈念ノ時間ヲ設定スルコト

五〇〇

未定ナリ

目下ノ所

備考 三五

定時通知ニテ四月會アリタルニ過ル

REEL No. A-0509

0305

アジア歴史資料センター

備考
宮内省新倉庶務課長ヨリノ電話ニ依ル

第　號　受　月　日
第　號　送　月　日

内務省

セザル事ハ有レト方針ナル為大政翼賛會ニ於テ祈念ノ時間ヲ設定スルコトモ未定ナリ

五ミム

ハキフ

從テ貴府ニ於テ該時間ヲ設定セントセバ前回ノ例ニ依ル外ナカルベシ

一四七文字使用

備考

大日本帝國政府

電報譯文

台灣總督府文教局長

內務省管理局長殿

来ル靖國神社臨時大祭ニ際シ

陛下御親拜ノ時刻ヲ期シ全國民祈念

ノ時間設定セラルルトスレバ其ノ日時御回報

ヲ乞フ

(國定規格85(八三×二三七粍))

REEL No. A-0509

0387

アジア歴史資料センター

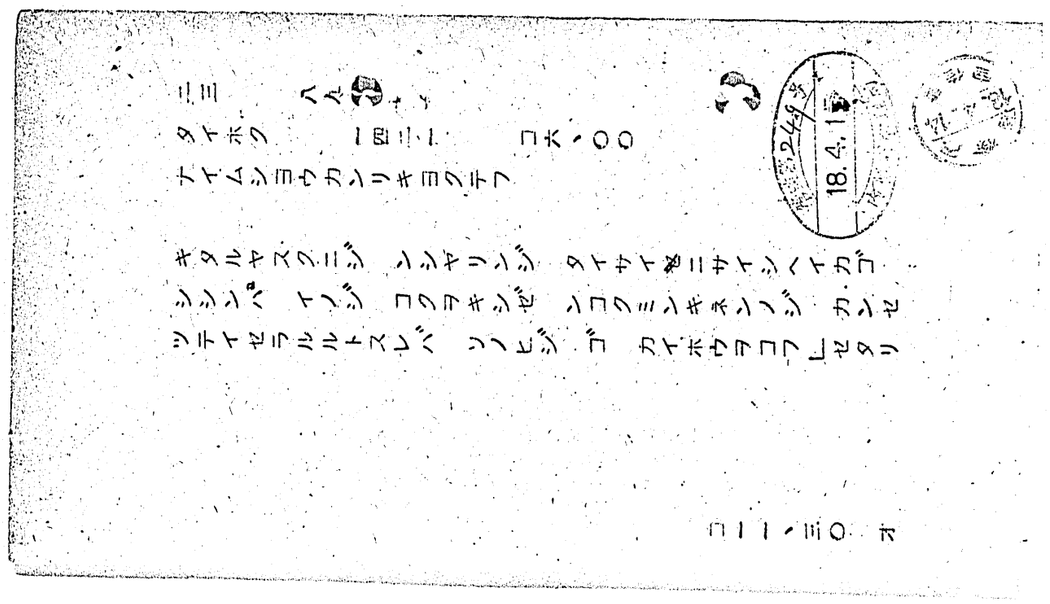

REEL No. A-0509

アジア歴史資料センター

コール輸送株式會社營業所アリテ之ニ對スル輸送取締等酒精關係ノ取締事務ハ愈繁雜ヲ極ムル見込ナリ

(二)同支局管内ニ於ケル煙草耕作ハ耕作面積寡少ナリシ爲從來屏東支局ニ屬セシメ施行シ來リシガ之ガ增産計畫上昭和十五年度ヨリ同支局ニ於テ耕作事務ヲ掌理セシムルコトトシ昭和十七年期ニ於テ黄色種二百五十甲歩葉巻種四十七甲歩ノ耕作ヲ爲ス豫定ニシテ今後尚擴張ノ見込ナリ

(ホ)昭和十四年十一月資本金一千五百萬圓ヲ以テ高雄市ニ設立シタル南日本化學工業株式會社ハ南日本鹽業株式會社鹽田及在來鹽田ヨリ生産セラルル苦汁ヲ原料トシ金屬マグネシウム硫酸マグネシウム等ヲ製造スルモノナルガ製造過程ヨリ採取セラルル食鹽ハ昭和十六年度ニ於テ三千七百五十瓲ニ及ブト共ニ將來採取食鹽ヲ原料トスル曹達工業ヲモ企圖セラレ居ルヲ以テ食鹽ノ收納賣渡及取締等複雜多岐ニ亘ル事務ニ付テモ同支局ニ於テ管掌セシムルノ要アリ

(ヘ)高雄港ハ本島南部唯一ノ貿易港ニシテ近時同港ノ異常ナル發展ニ伴ヒ出入船舶輻輳シ昭和十五年度ニ於テハ一萬八千餘隻ニ達シ同支局ニ於ケル專賣上ノ港灣取締事務ハ益重要性ヲ加フルニ至レリ

二斯クノ如ク支那事變勃發以來帝國南方發展ノ基地トシテ貿易産業及軍事上重要ナル地位ヲ占ムル高雄市ヲ管轄スル高雄支局ニ在リテハ從來ノ如ク單ニ販賣ヲ主トセル事務ニ止ラズ專賣上港灣取締事務ノ激增、輸出專賣品ノ增大、煙草耕作面積ノ擴張、關係會社ノ取締等複雜廣汎ナル事務ノ增大セルニ伴ヒ軍部及各關係官廳トノ連絡折衝事項モ亦益

REEL No. A-0509
0309
アジア歴史資料センター

丙

施行 四月十六日

起案 昭和十八年四月十五日

主管局號及受付月日

管第二四二號

主任

管理局長

監理課長

局長

合議局號及受付

第 號 受 月 日 送 月 日

第 號 受 月 日 送 月 日

第 號 受 月 日 送 月 日

第 號 受 月 日 送 月 日

第 號 受 月 日 送 月 日

第 號 受 月 日 送 月 日

第 號 受 月 日 送 月 日

安來

官房文書課長宛

翼賛政治會政務調査會資料ニ関スル件

曩ニ内閣會ニ係ル標記ノ件別紙二部送付

ス

規格 B5

REEL No. A-0509

0318

アジア歴史資料センター

管監第242号
18.4.12
内務省管理局

大日本帝國政府

照收第二五四號
昭和十八年四月十二日

管理局長殿

文書課

翼賛政治會政務調査會資料ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ翼賛政治會ヨリ別紙寫ノ通依頼越候ニ付貴局所管ニ係ル右該當資料有之候ハヾ至急取纏ノ上當課迄各二部宛御送付相煩度

寫

大日本帝國政府

昭和十八年四月八日

翼賛政治會

企畫部長 三浦一雄 印

内務省文書課長殿

翼賛政治會政務調査會資料ノ件御依頼

拝啓 時下愈々御清榮之段奉慶賀候

陳者昭和十七年七月十日以後貴省（廳）策定ニ係ル重要政策ニ關スル各種事項（閣議又ハ省廳議決定ノ重要政策及各審議會、調査會、委員會ニ於ケル諮問ニ對スル答申ニシテ既ニ御發表ノ分ハ其ノ寫等）ヲ本會政務調査會資料ニ供シ度候間公務御多端ノ折柄洵ニ御手數恐縮ニ存候得共右何卒至急御回附方御高配相煩シ度此段御依頼申上候

敬具

REEL No. A-0509
0311
アジア歴史資料センター

内外地行政ノ一元化ニ關スル件（昭和一七九一二日閣議決定）抄

一　中央機構

(一)　朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ニ關スル事務ノ統理ハ内務大臣ノ所掌タラシムルコト

(二)　右ノ統理事務ノ爲内務省ニ管理局（假稱）ヲ新設スルコト

(三)　管理局ノ職員ハ概ネ拓務省ノ管理局及殖産局ノ職員ヲ以テ之ニ充ツルコト

(四)　内地、朝鮮、臺灣及樺太ニ關スル關係各廳間ノ連絡ヲ圖ル爲内務省ニ連絡委員會ヲ置クコト

四　樺太

(一)　樺太ハ昭和十八年度ヨリ之ヲ内地ニ編入スルコト

(二)　當行措置トシテ現行官制中拓務大臣トアルヲ内務大臣ニ改ムルノ外現行制度ヲ概ネ踏襲スルコト但シ各省大臣ノ監督ハ之ヲ指揮監督ニ改ムルコト

五　前諸項ノ外氣象業務ノ如キ特殊ノ行政ニ付テハ内地、朝鮮、臺灣及樺太ヲ通ジ（事情ニ應ジ大東亞地域ヲモ含メテ）一貫シタル行政機構ニ付別途考究スルコト

REEL No. A-0509

0312

アジア歴史資料センター

樺太内地編入ニ伴フ行政対策措置要綱（昭和一八、二〇閣議決定）

方針

樺太ノ内地編入ニ當リテハ行政対策ノ完全ナル内地化ヲ目標トシ之ガ實現ノ促進ヲ図ルベキハ勿論ナリト雖モ、樺太ノ地理的特性、開發ノ現狀並ニ統治ノ沿革等ノ諸事情ニ鑑ミ特殊ノ必要アル事項ヲ除キ樺太廳長官ヲシテ各主務大臣ノ指揮監督下ニ可成廣汎且綜合的ニ行政ノ實施ニ當ラシムルヲ適當トス

尚法制、財政ニ付テハ諸般ノ調査準備整フニ應ジ漸次内地行政ヘノ編入ヲ行フ等其ノ措置ニ遺憾ナキヲ期スルモノトス

右方針ニ基ク具體的措置ノ大綱左ノ如シ

措置

一、樺太廳長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ受ケ各省ノ主務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ受ケ法律命令ヲ執行シ樺太ノ拓地殖民ノ事務及部内ノ行政事務ヲ管理スルモノトスルコト

尚樺太ノ地理的事情等ニ鑑ミ樺太廳長官ニ道府縣長官ヨリ更ニ廣汎ナル行政權限ヲ保有セシムルコト

二、臨逓、通信（郵便為替、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金ヲ含ム）、海事、航空及氣象ニ關スル事務ハ昭和十八年度ヨリ夫々鐵道省、逓信省又ハ文部省ニ移管シ各省直轄官廳ヲ設置シテ之ニ當ラシムルコト

三、前項以外ノ一般行政事務（例ヘバ拓殖、森林、鑛山、税務等）ハ各主務大臣ノ指揮監督下ニ樺太廳長官ヲシテ之ガ綜合實施ニ當ラ

REEL No. A-0509

0313

アジア歴史資料センター

シムルコト

樺林行政ニ付テハ拓殖行政トノ密接ナル關聯ニ鑑ミ之ガ運營上殖林、内務兩省間ニ緊密ナル連繫ヲ保持スルモノトスルコト

四、樺太臨時別會計ハ差當リ昭和十八年度ニ於テハ之ヲ存置スルコト

地方費、地方議會ノ設置等ニ關シテハ愼重考究ノ上之ヲ決定スルコト

五、昭和十八年四月一日以降公布セラルル法令ハ原則トシテ樺太ニモ施行スルヲ要前トシ、唯樺太ノ特殊事情ニ依リ必要アル場合ニ於テハ特例ヲ設ルコトトスルコト

現ニ樺太ニ施行セラレザル法律ハ可及的速ニ樺太ニ施行スルコトトスルモ之ガ施行迄ニ現行樺太ニ施行セラルル法律ノ施行關係ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ルコト

特ニ稅制ニ付テハ急激ナル負擔ノ增加ヲ來サザル漸進的ニ內地稅制トノ統合ヲ圖ルコト

六、右各項實施ノ爲必要ナル法律勅令ノ制定、言制ノ改正等ノ措置ヲ講ズルコト

七、衆議院議員選擧法ハ可及的速ニ之ガ樺太施行ニ付考慮スルコト

市町村制度ニ付テハ必要ナル、特例ヲ設ケ內地市制町村制トノ統合ヲ圖ルコト

八、樺太拓殖計畫ノ再檢討ヲ行ヒ今後ノ開拓方針ヲ審議スル爲內閣ニ樺太調査會ヲ設置スルコト

REEL No. A-0509

0314

アジア歴史資料センター

朝鮮電力國家管理實施要綱（昭和一七、一二、三一閣議決定）

第一　方針

大東亜共栄圏内ニ於テ朝鮮ニ負荷セラレタル生産力擴充特ニ焦眉ノ急務タル鉱金屬工業其他重要國防産業ノ擴充計畫ノ完遂ヲ期スル爲其ノ基礎産業タル電氣事業ニ付之カ電力資源ノ合理的開發ヲ保進シ電力料金ノ適正ヲ期スルト共ニ電力動員ヲ強力ニ實施スルハ刻下ノ急務タルニ鑑ミ茲ニ國家管理体制ヲ確立シ以テ朝鮮ニ於ケル電氣事業ヲ高度國防國家体制ニ即應セシメントス

第二　要領

一　朝鮮總督ハ朝鮮ニ於ケル發電、送電及配電ヲ管理スルコト但シ自家用又ハ地方的需要ニシテ統制ノ要ナキモノハ之ヲ除クコト

二　朝鮮總督ハ電力設備ノ建設計畫、電力料金其ノ他電力受給ニ關スル重要事項ヲ決定シ又ハ電力管理上必要ナル命令ヲ爲シ得ルモノトスルコト

前項後段ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ハ政府補償スルコト

三　朝鮮總督ハ新ニ命令ニ基ク特殊會社タル朝鮮電氣株式會社（假稱）ヲ設立シ差當リ其ノ定ムル發電及送電ヲ行ハシムルコト

四　朝鮮電氣株式會社ハ朝鮮ニ於ケル既存電氣會社ノ統合、事業ノ讓受及設備ノ現物出資等ニ依リ之ヲ設立スルコト

前項ノ場合ニ於ケル評價ニ關シテハ評價委員會ヲ設置シ之ガ公正妥當ヲ期スルコト

政府ハ國有ニ係ル主要電力設備及其ノ附屬設備ヲ朝鮮電氣株式會社ニ現物出資スルコト

五　朝鮮鴨綠江水力發電株式會社ハ滿洲國トノ特殊關係ニ鑑ミ朝鮮電氣株式會社ニ綜合ヲ爲サズ制令ニ基ク特殊會社ニ改組シテ之ヲ存置シ鴨綠江及圖們江本流ニ於ケル發電ヲ行ハシムルコト

六　政府ハ朝鮮電氣株式會社ニ對シ社債及配當ノ保證、租稅ノ減免

REEL No. A-0509
0315
アジア歴史資料センター

其ノ他業務上必要ナル特權ヲ賦與スルコト

七　朝鮮總督ハ朝鮮電氣株式會社ノ業務ニ關スル重要事項ニ付其ノ認可ヲ受ケシメ其ノ他會社ノ監督上必要ナル命令ヲ爲シ得ルモノトスルコト

八　朝鮮鴨綠江水力發電株式會社ニ對シテモ前二項ニ準ジ助成監督ヲ爲スコト

第三　措置

一　朝鮮總督ハ本要項ヲ實施スル爲法令及豫算上必要ナル措置ヲ爲スモノトス

二　特殊會社ノ設立及運營ニ當リテハ民間ノ優秀ナル技術及經驗ヲ中心トシ之ヲ積極的ニ活用スルモノトス

三　電氣事業ノ統合ニ當リテハ重要産業トノ關聯ヲ考慮シ戰時下ニ於ケル生産活動ニ支障ナカラシムル爲必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

四　朝鮮電氣株式會社ハ朝鮮鴨綠江水力發電株式會社ノ株式ノ半數ヲ所有スル等ノ措置ニ依リ一元的ニ運營スルモノトス

REEL No. A-0509

0316

アジア歴史資料センター

理由書

朝鮮ニ於ケル電氣事業ヲ高度國防國家體制ノ整備ニ即應セシメ電力ノ開發ヲ促進シ其ノ需給及價格ノ調整ヲ圖ルノ要アルニ依ル

REEL No. A-0509

0317

アジア歴史資料センター

丙

供覽

情第六八四號

昭和十八年四月二十一日

臺灣總督官房情報課長　小澤太郎

内務省管理局長殿

「奉公班回覽板」送付ノ件

皇民奉公會刊行ニ係ル「五月號奉公班回覽板」（五部）御參考迄

及送付候也

管理局長　監理課長　事務官

第監管
18.5.10
管理局

八

REEL No. A-0509

0318

アジア歴史資料センター

昭和十八年四月十九日 第三種郵便物認可
毎月一回二十日發行
昭和十八年五月
(一)
發行所 皇民奉公會中央本部

奉公班回覧板

健民健兵になる事に共々注意致しませう

一日から十日まで健民運動

五月一日から十日まで全国一斉に健民運動が行はれます。……

中央回覧板

五月常会申合事項

一、戦争に勝つため健民健兵になりませう。

イ、日々元気で職域に励むといふことが、今日の民の国家への第一の御奉公です。……

二、航空機の威力を感じ、その増産と貯蓄と献金運動に協力しませう。

第三十八回 海軍記念日

勝利を得るまで 先人に恥ぢない

奉公手帖

防空壕見物の遠足

四月廿四日に行はれます

肥料会傳達

空地利用と夏野菜

米の産額

増へる一方

北海道

陸軍の種子

陸軍の種子

管監第343号
18.5.27
内務省管理局

丙

供覽

情第七六四號ノ二

昭和十八年五月六日

總督官房情報課長　小澤太郎

管理局長　監理課長　事務官

内務省管理局長殿

第四回中央參與、奉公委員會開催ノ件

皇民奉公會ニ於テ別紙要領ニ依リ第四回中央參與、奉公委員會ヲ開催可相成候條御參考迄

右及通報候也

臺灣總督府

共第十二號

日本標準規格B5(182×257)
昭和十五年十一月光明社納

REEL No. A-0509
0321
アジア歴史資料センター

第四回中央參與連合委員會開催要領

一、期日　昭和十八年六月二十二日午前九時開會

二、場所　總督府正廳

三、諮問事項

一、主要食糧品ノ增產ニ就テ島民ノ協力スベキ實踐方策ヲ諮フ

理由

大東亞戰開始以來既ニ一年有半帝國ハ世界史上比類ナキ大戰果ヲ擧ゲ今ヤ米英屈服ヲ目指シ最後ノ勝利ニ向ツテ堂々ノ步武ヲ進メ國ノ總力ヲ結集シテ戰ニツツアルガ此ノ一年コソハ正ニ帝國ノ運命ヲ決スベキ眞大ナル時ナリトス

此ノ曩古ノ大戰ニ於テ我ガ勝利ヲ決定的ノモノタラシムルハ一ニ戰力ノ增强如何ニ係ハルモノト云ハザルベカラズ而シテ本島ニ於ケハ主要食糧品ノ增產ガ戰力增强上ノ重要事項タルハ論ヲ俟タザル所ナリ依テ島民ハ如何ニセバ最モ效果的ニ之ガ增產ニ協力シ得ルカ其ノ具体的方策ヲ驗ガントス

二、生活必需品物資ノ配給ニ關シ改善ヲ要スベキ具体的意見ヲ諮フ

理由

今ヤ國民ハ大東亞戰爭ヲ勝チ拔カンガ爲メアラユル不自由ヲ忍ビ氣魄ニ耐ヘ各自ノ最善ヲ盡シテソノ業ニ勵ミ益々必勝ノ信念ヲ堅持シ如何ナル事態ニモ動ゼザル實質剛健ニシテ清新簡素ナル決戰生活ヲ確立シツツアリテ之ニ伴フ物資ノ配給ハ漸次整備サレツツアルガ如シ

然リト雖モ島民ノ日常生活ニ直面セルコノ必需物資ノ配給ガ合理適正ヲ失ハンカ直ニ生活ノ明明朗ヲ缺キ銃後生活ノ安定ヲ期スルコト能ハザルニ至ルベシ

依テ本問題ニ關シ改善ヲ要スベキモノ或ハ將來實施ヲ要スベキ事項ニ就キ實踐的ハル具体的方策ヲ驗カントス

REEL No. A-0509

0322

アジア歴史資料センター

丙

資國第一六五號
昭和十八年五月十日
大政翼賛會事務總長事務取扱　後藤文夫

供覽

道府縣
六大都市　支部長　殿

管理局長
監理課長
事務官

六月ノ常會徹底事項通知ノ件

六月ノ常會徹底事項ハ別紙ノ通リ「國民皆働デ見事ニ食糧ノ大增産ヲヤリ遂ゲマセウ」ミンナデ二百七十億貯蓄ヲ完遂シマセウ」防空必勝ノ陣ヲ固メマセウ」三項目ト決定相成候ニ付テハ貴地方廳トモ連絡ノ上管下各級支部ヲ督勵シ部落會、町內會並隣保班等ノ常會ニ於テ充分徹底相成ヤウ特別ノ御配意相成度此段及依頼候

丸

追而ハ別紙写送付ス

REEL No. A-0509
0323
アジア歴史資料センター

六月の常會徹底事項

一、國民皆働で見事に食糧の大増産をやり遂げませう

食糧増産の決戦期は今月です。増産へ敢闘する農村に都市からも援兵をくり出しませう。

イ、都市の商業者を初め、工場。鑛山、事業場、事務所などに働いてゐる農村出身者は男も女も、この際差支へのない限りそれぞれ一時歸農し、また、團體の動員にも參加し。農村へ勤勞奉仕に行くこと。

ロ、作業は田植や麥刈や養蠶を初め、共同の炊事や託兒その他農家の家事の手助けをすること。

ハ、團體で勤勞奉仕する場合は自分の市町村の翼賛會支部に設けられる「農業期國民皆働本部」に相談してきめること。

ニ、農家で手助けを求める場合は自分の市町村の「食糧増産指導部」に申込むこと。

二、みんなで二百七十億貯蓄を完遂しませう。

六月十五日から一ヶ月間は貯蓄强調期間です。

この期間の終るまでには目標の三分の一の「九十億貯蓄」をやり遂げて貯蓄の緒戦に勝ち抜きませう。

イ、それには一層戦爭生活に徹し「間に合せ」で生活の無駄を省き、副業や内職などで貯蓄源の産み出しに努めること。

ロ、また賞與や臨時收入や種々の増加收入はなるべく全額を國債。債券の買入其の他の貯蓄にふり向けること。

ハ、部落會や町内會や隣組ではこの際各戸の貯蓄力に余力のある者には貯蓄の増額をすゝめること。

三、防空必勝の陣を固めませう

防空活動で最も大切なのは燒夷彈に對する防火です。次の要領を徹底しいざ空襲に備へませう。

イ、防火は最初の一分間ーどんな燒夷彈でも直ちに水を周圍の燃へ易いものにかけ延燒を防ぐこと。

ロ、右の處置を有效にするため燒夷彈の種類に應じて左の處置をとること。

(1) エレクトロン燒夷彈ー水で濡らした莚類をかけその上に水をかけるか砂袋を投げつけ火を抑へること。火勢の弱いものは速にシャベル等で運び出すこと。

REEL No. A-0509

0324

アジア歴史資料センター

(2)油脂燒夷彈―水で濡らした莚須をかけるか、水或はバケツやシャベルで砂や土を投げかけて消すこと。

(3)黄燐燒夷彈―かたまつて燃へてゐる黄燐は水や、水で濡らした莚須をかけ又はバケツやシャベルで砂や土をかけて消すこと。

飛び散つて燃へてゐる黄燐は素手や素足では絶對に觸れないで水をかけるか、水で濡らした火叩きで叩き消すこと。

ハ、この外燒夷彈に對しては次の注意をすること。

天井裏に止つたら鳶口か長棒で突き落し、また防火に不便な所に在るときは鳶口か長棒で移してから消すこと。黄燐は一旦消した後でも燃へ出すから落ちた所は長時間警戒をすること。

REEL No. A-0509

0325

アジア歴史資料センター